

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
規則 高知県税条例の一部を改正する条例の一部の施行の日 を定める規則	1

規則	

高知県税条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める 規則をここに公布する。	
平成14年5月31日	
高知県知事 橋本 大二郎	
高知県規則第57号の2	
高知県税条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定 める規則	
高知県税条例の一部を改正する条例（平成14年高知県条例第32 号）附則第1項第2号に規定する改正規定の施行の日は、平成14 年6月1日とする。	